

令和 8 年 1 月 5 日

長野市財政部契約課

工事費内訳書の労務費の明示及び労務費ダンピング調査の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）の改正により、建設事業者は、公共工事の入札時に労務費等を明示した入札金額の内訳書を発注者に提出することが義務付けられました。（法第 12 条）

また、発注者に対しては、提出された書類の内容確認等の必要な措置を講ずることが求められています。（法第 13 条）

これを受け、国土交通省において、入札時に提出された労務費等が適正な水準であるかを確認するため、別添のとおり「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されたところです。

つきましては、工事費内訳書への労務費等の明示及び労務費ダンピング調査について、当面の間、下記のとおり段階的に実施しますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 工事費内訳書の労務費等の明示について

（1）明示する内容について

材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費

（2）工事費内訳書

入札情報システムもしくは市ホームページから最新の様式をダウンロードしてください。

（3）開始時期

令和 8 年 2 月 20 日開札分から適用

2 労務費ダンピング調査の実施について

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告する工事から実施する予定とし、その対象工事は当面の間、以下に限定して実施します。

<実施対象>

対象金額　：　設計金額 5,000 万円以上

入札方法　：　一般競争入札

※　労務費ダンピング調査のフロー（別添 2）